

12月定例議会

平成27年12月定例議会は、11月27日に開会し、平成26年度決算（7件）を認定、また、平成27年度一般会計補正予算など町長提出の議案11件を原案のとおり可決し、12月15日に閉会しました。

主な町長提出議案

- 平成27年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）
 - 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,512万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,440万3千円とするものです。
 - （その他の補正予算）
 - ・平成27年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - ・平成27年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議会の議員その他非常勤の

職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
 地方公務員等共済組合法施行令等が改正されたため、所要の改正をするものです。

●伊奈町税条例等の一部を改正する条例
 地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予に係る規定が改正されたため取り扱いを定め、また旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止するほか、所要の改正をするものです。

●伊奈町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、減免の申請書に個人番号の記載を追加し、併せて減免申請期限を見直す等の改正をするものです。

●伊奈町立郷土資料館条例の一部を改正する条例
 伊奈町立郷土資料館の移転に伴い、位置を変更するものです。

●伊奈町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
 伊奈町南テニスコートを廃止したため、同施設に関する内容を削除するものです。

●伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、減免等の申請書に個人番号の記載を追加し、併せて減免申請期限を見直すものです。

●公の施設の指定管理者の指定について
 伊奈町総合センター（老人福祉センターおよびコミュニティセンター・児童館）の管理について、指定管理者を指定するものです。
 ・指定管理者 アイール・オー エンスグループ
 ・期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日

●公の施設の指定管理者の指定について
 伊奈町ふれあい福祉センターの管理について、指定管理者を指定するものです。

●指定管理者 社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会
 ・期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日

4月24日(日)は町長選挙の投票日

任期満了による町長選挙が次の日程で行われます。
 貴重な一票を大切に、みなさんそろって投票しましょう。



伊奈ローズくん、伊奈ローズちゃん

告示日 4月19日(火)
 投票日 4月24日(日)

※開票は即日開票で行います。



埼玉県のマスコット「コバトン」

町長選挙の立候補予定者説明会

町長選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

日時 3月25日(金)14時～

場所 役場3階第1会議室

立候補を予定される方は、総括主宰者、出納責任者を同伴のうえ出席してください。

※選挙に関するお問い合わせは伊奈町選挙管理委員会 ☎721-2111へ

2月は省エネルギー月間です!



関東電気保安協会
KDH <http://www.kdh.or.jp/>

平成27年度全国中学生人権作文コンテスト 埼玉県大会優秀賞を受賞

小出遥香さん (小針中学校 / 1年)
作品名 禁句とほめ言葉のシャワー
吉田士苑さん (伊奈学園中学校 / 3年)
作品名 闘うリョウちゃん

このコンテストは、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことを通じて、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的として昭和56年から開催されています。今回は全国7,584校から973,865名という過去最高の応募がありました。

小出さん、吉田さんの作文をはじめ全国大会入賞作文は町のホームページ (<http://www.town.saitama-ina.lg.jp/>) で公開していますが、ご自宅でインターネットをご利用できない場合は人権推進課窓口でお渡しできますのでご連絡ください。

問 人権推進課 ② 2 2 4 1

犬の飼い主の皆様へ

問 環境対策課 ② 2 2 5 2



フンは必ず
持ち帰りましょう

散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。心ない飼い主により繰り返されるフンの放置も、ふだんは持ち帰っているのに出来心でしてしまったフンの放置も、される側にとっては同じ行為であり、飼い主や愛犬が地域で嫌われる原因になります。

トイレはお散歩前に家の中で済ませましょう。もし、電柱や他人の家の壁などに愛犬がおシッコをしてしまった場合は、すぐに水で流すことが飼い主としてのマナーです。公共の場所または他人の土地に愛犬のフンを埋めるのは、

正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

リードでつながしましょう

埼玉県の条例により原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬であっても周囲の人の急な行動や大きな音などで攻撃的な行動をとったりする場合があります。また、公共の場には「犬が苦手」、「犬が怖い」と思う人もいます。リードでつながることはもちろん、犬のつつさの行動に対応できるよう、リードは短めに持ってお散歩することが大切です。

狂犬病の予防注射は、必ず毎年受けましょう

狂犬病は、撲滅された病気ではなく、現在においても、ロシア、タイ、中国、北朝鮮など世界各地で発生があり、発病してからは有効な治療法もなくほぼ100%死亡する大変恐ろしい病気です。犬を飼われている方は、社会に

対する責務として一生に一度の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。

ペットを捨てるなどの行為は犯罪です

犬や猫などの愛護動物を殺傷した者は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、遺棄・虐待した者は、100万円以下の罰金が科せられます。飼い主は、最後まで愛情と責任を十分に自覚して、ペットがその命を終えるまで飼育し続けましょう。

ペットの適正飼養啓発
プレート配布のご案内

町ではペットの飼養に関するマナーでお困りの方に、各種適正飼養啓発プレートを無償で配布しています。配布をご希望の方は、環境対策課の窓口までお越しください。
適正飼養啓発プレート一覧
・フン害防止用プレート
・放し飼い防止用プレート
・捨て犬・捨て猫防止用プレート